

小千谷市 令和8年度 奨学金補助

奨学金返還補助

最大 **200**万円
最長 **10**年間

おぢやごころ奨学金返還支援事業

おぢやごころ奨学金返還支援事業って？

奨学金を返還しながら働く若者を支援する「おぢやごころ奨学金返還支援事業」。

U・Iターンで就職する若者の移住も、既に小千谷に住んで働いている若者の定住も支援する“おやごころ(親心)”の気持ちを込めて、官民連携で実施します。支援期間最長10年、最大支援額200万円の規模は県内でもトップクラス!小千谷で無理なく新生活を楽しみませんか。

対象 次の要件すべてに該当する方

- 奨学金を返還中で本市に住民登録※1がある方
- 初回申請時の年齢が35歳未満で、かつ申請日から10年以上定住する意思がある方
- 事業所に正規雇用※2されている方(公務員対象外)

※1 令和9年1月1日時点で住民登録されている方

※2 事業所に常用雇用された方で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約(雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上)に基づき雇用された方

※ 市税などを滞納している方、暴力団、暴力団員と関係がある方は対象外となります

補助金額・ 交付期間

補助対象期間

最長 **10**年間



[補助金の額及び補助金の率]

就業地	市外事業所		市内事業所		市内協力事業所	
補助率	1/2		2/3		3/3	
移住定住区分	U・Iターン者	その他の者	U・Iターン者	その他の者	U・Iターン者	その他の者
補助上限額 (補助対象期間： 令和8年1月～12月返還分)	80,000円	40,000円	120,000円	60,000円	200,000円	100,000円

■U・Iターン者: 令和6年4月以降に転入した方

※住民票を小千谷市に残したまま市外に居住していた場合もU・Iターン者とみなします。
(アパート等契約書の提出が必要)

※令和6年4月就業のため、4月以前に転入した場合も、U・Iターン者とみなします。

[協力事業所制度]

市内事業所で、協力事業所として登録し、上乗せ分を負担していただくことで、雇用する従業員の補助率を高くすることができる制度です。

[協力事業所登録受付期間] 随時受付

令和8年度 受付期間・ 申請方法・ 請求期間

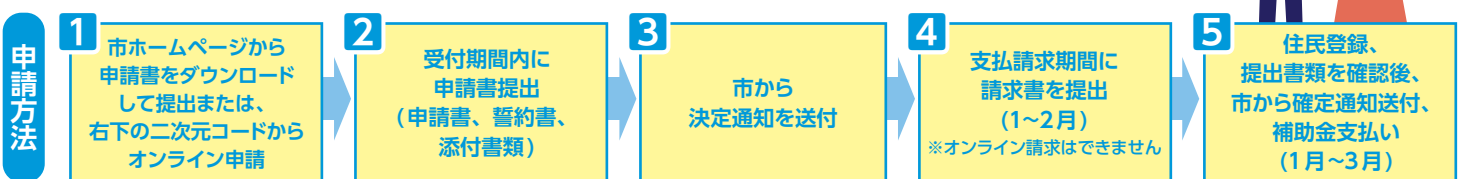
受付期間

4月1日(水)～12月28日(月)

請求期間

令和9年1月4日(月)～2月26日(金)

(窓口での申請受付時間は 平日9:00～12:00および13:00～16:00)



お問い合わせ

小千谷市 商工振興課 U・Iターン支援室
TEL.0258-83-3556 FAX.0258-83-2789
E-mail ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金については
こちらから→



補助金オンライン申請は
こちらから→

